

機能強化計画の進捗状況(要約)

(別紙様式3)

1. 15年4月から17年3月の全体的な進捗状況

当金庫は「集中改善期間」を通して、地域社会の再生・活性化に積極的に取り組むことで金庫の持続可能性をも追求し、将来にわたり「地域との共存共栄」を果たしていくことを目指してまいりました。この方針のもと計画の達成に向け着実に取り組んだ結果、全体的な進捗状況は機能強化計画に基づき概ね順調に推移したと認識しております。また信用金庫という形態からみて、進捗度合いの地域間格差や企業規模別等による相違は特に見られませんでした。

2. 16年10月から17年3月までの進捗状況

上記期間のうち主な取り組みとしましては、まず16年10月に取引先企業の新規分野進出や販路拡大に向けた支援策として、昨年に引き続き「ビジネスマッチング会」を開催いたしました。今年は約300社の企業にご参加いただき、企業間の異業種交流が活発に行われました。次に医療・福祉分野への取り組みとして、17年2月に社会福祉法人への協調融資を円滑に行えるように当時県内でははじめて福祉医療機構と覚書を締結いたしました。また、原則無担保の「企業サポートローン」をさらに多くの企業に利用していただけるように、17年2月から順次、地元商工会議所および法人会と連携して、同会員向けに金利優遇制度を開始いたしました。そのほか、これまでに展開してきた施策についても、その実効性の向上と定着化に向け継続して取り組んでまいりました。

3. 計画の達成状況

各項目とも機能強化計画に基づき概ね計画通り実践してきており、計画はほぼ達成できたものと認識しております。ただし、項目のうち早期事業再生に向けた取り組みについては、適切な事業再生手法が限定され、多様な手法を取組むまでには至りませんでした。

4. 計画の達成状況に対する分析・評価及び今後の課題

本機能強化計画の実践を通じて、改めて地域経済におけるリレーションシップバンキングの重要性を再確認すると共に、緩やかではあるが着実に地域との共存共栄が進んでいるものと一応の評価をしております。今後も機能強化計画の諸施策を一過性のものに止めることなく、継続的に根気よく実践していくことが、地域経済の活性化や地元中小企業の再生強化につながるものと考えております。引き続きその効果が期待できる項目(例えばビジネスマッチング会や企業サポートローンの推進等)については、地域に根ざした地域金融機関として積極的に取り組んでまいります。

5. アクションプログラムに基づく個別項目の計画の進捗状況 (別紙様式1)

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況	
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月
.中小企業金融の再生に向けた取組み					
1. 創業・新事業支援機能等の強化					
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	1. 審査担当が業種別と営業店ブロック別を兼務する審査態勢とします。 2. ビジネスサポートセンター(仮称、現くらしの相談センター)との情報共有態勢を構築し、事業の客観的かつ適正な評価を行う審査態勢とします。	1. 業種別審査を行う業種を検討、選定します。 2. 審査担当とくらしの相談センターとの情報共有態勢を構築し、事業の客観的かつ適正な評価を行う審査態勢とします。	1. 審査担当が業種別と営業店ブロック別を兼務する審査態勢とします。 2. 審査担当とビジネスサポートセンター(仮称)との情報共有態勢の検証を行います。	業種別審査を行う特定業種について7業種選定しました。 ・15年11月より審査担当3名が業種別と営業店ブロック別を兼務する態勢としました。 ・16年4月に立ち上げたビジネスサポートセンターと審査担当との情報を共有する態勢を継続しております。 ・医療等一部業種について、事業計画の進捗状況確認等の事後モニタリングを行っております。	・16年4月に立ち上げたビジネスサポートセンターと審査担当との情報を共有する態勢を継続しております。 ・医療等一部業種について、事業計画の進捗状況確認等の事後モニタリングを行っております。
(3) 産学官とのネットワークの構築 活用や日本政策投資銀行との連携。産学クラスターサポート会議への参画	1. 産学官ネットワーク、公設機関等との連携窓口としての役割を持ち、企業支援に関する機能を集約することを目的として、「ビジネスサポートセンター(仮称)」を開設します。 2. 創業や新事業支援として、創造法、革新法認定取得支援や取得後の継続支援に取組みます。	1. 「ビジネスサポートセンター(仮称)」の開設について検討を行います。 2. 産学官ネットワーク、企業支援等に関する情報収集を行います。 3. 創造法、革新法認定取得支援企業等への継続フォローおよびタイムリーな情報提供を行います。	1. 「ビジネスサポートセンター(仮称)」を開設します。 2. 産学官ネットワーク、企業支援等に関する情報収集を行い、活用を図ります。 3. 創造法、革新法認定取得支援企業等への継続フォローおよびタイムリーな情報提供を行います。	・16年4月、本店営業部に隣接し「ビジネスサポートセンター」を開設しました。 認定、承認取得支援実績は15年4月から17年3月までに創造法11件、革新法26件にのぼります。 ・創造法認定、革新法承認先の継続支援として、研究開発補助金、見本市出展補助金、新規雇用等にかかる補助金等の申請支援など、15年4月～17年3月まで21件取組みました(内11件が採択)。 ・TKC事務所と連携し、創造法、革新法の取得に取組んだものが、15年4月から17年3月までに8件ありました。 静岡大学と技術相談における連携を行いました。また、中小企業金融公庫の産学官連携ネットワークに参加。静岡県立大、静岡理工科大、東海大、沼津高専、東工大TLO、県内工業技術センターとも技術相談における連携を行いました。16年1月～17年3月までの大学等との技術相談に関する橋渡し件数は7件ありました。 ・17年2月 独立行政法人福祉医療機構と協調融資制度に関する覚書を締結しました。 ・17年3月 しずおか産業創造機構を通じた産学官連携による中小企業支援ネットワークの参加に際し、基本協定書を締結しました。	認定、承認取得支援実績は16年10月～17年3月が創造法3件、革新法10件。 ・創造法認定、革新法承認先の継続支援として、研究開発補助金、見本市出展補助金申請支援など、16年10月～17年3月まで5件取組みました(内2件が採択、2件は今後結果発表)。 ・大学等との技術相談に関する橋渡し件数は16年10月～17年3月で3件ありました。 ・17年2月 独立行政法人福祉医療機構と協調融資制度に関する覚書を締結しました。 ・17年3月 しずおか産業創造機構を通じた産学官連携による中小企業支援ネットワークの参加に際し、基本協定書を締結しました。

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況	
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月
(4)ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投資等連携強化	1.ベンチャー企業に対しても創造法、革新法認定取得支援や取得後の継続支援に取組みます。 2.政府系金融機関等との連携に取組みます。	1.創造法、革新法認定取得支援企業等への継続フォローおよびタイムリーな情報提供を行います。 2.個別案件ごとに政府系金融機関、VC、監査法人、証券会社との連携を行います。	(同左)	・中小企業金融公庫および国民生活金融公庫との協調融資を実行しました。 ・15年6月、16年6月に開催された「創業サポートしずおか 金融関係情報交換会」、15年12月に開催された「同関係機関連絡会」へ出席、国民生活金融公庫等の政府系金融機関と中小企業支援に関して情報交換を行いました。 ・16年2月に政府系金融機関3庫(中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫)と業務連携にかかる覚書を締結しました。 ・「中小公庫 しんきんリレバンネットワーク」に参加して情報収集を行い、相談業務に活用しました。(16年4月～17年3月 6回開催)	・「中小公庫 しんきんリレバンネットワーク」に参加して情報収集を行い、相談業務に活用しました。(16年10月～17年3月 3回開催)
(5)中小企業支援センターの活用	1.顧客向け公的支援制度活用セミナーを開催します。 2.中小企業支援センター施策等の紹介および各種事業情報の収集・発信を行います。 3.創造法、革新法認定取得支援において、県および地域中小企業支援センターとの連携を図ります。	1.公的機関職員等を招いて、顧客向けの公的支援制度活用セミナーを開催します。 2.県中小企業支援センター派遣者と連携を図り、より有益でタイムリーな情報収集に取組みます。 3.創造法、革新法認定支援において県および地域中小企業支援センターとの連携を図ります。	1.公的機関職員等を招いて、顧客向け公的支援制度活用セミナーを開催します。 2.「ビジネスサポートセンター(仮称)」を開設し、積極的に情報収集を行ない、HPなどを通じて情報発信に取組みます。 3.創造法、革新法認定支援において県および地域中小企業支援センターとの連携を図ります。	・15年6月、17年3月に県中小企業支援センター等の職員を招き、顧客向けに「公的支援制度活用セミナー」を開催しました。(各参加者30名) ・中部地域中小企業支援センター主催の「創業サポートしずおか 金融関係情報交換会」(15年6月、16年6月)および「同 関係機関連絡会」(15年12月)へ出席し、中小企業支援に関して情報交換しました。 ・15年9月に県経営支援室担当者を招き、職員向けに創造法・革新法の制度説明会を開催しました。 ・公的支援情報を県中小企業支援センターより月1回入手し、ビジネスクラブ会員へフィードバック。庫内LANを活用して、営業店より顧客へ情報提供できる態勢を整備、活用しました。 ・県中小企業支援センターが主催する地域金融機関連絡会議(15年8月、16年2月、16年5月、16年7月、17年2月)に参加、情報交換を行いました。 ・「ビジネスマッチング交流会」(16年2月、16年10月)へ中小企業支援センター等の職員を招き、参加者の相談に対応しました。	・「ビジネスマッチング交流会」(16年10月)へ中小企業支援センター等の職員を招き、参加者の相談に対応しました。 ・県中小企業支援センターが主催する地域金融機関連絡会議(17年2月)に参加し、情報交換を行いました。 ・17年3月に県中小企業支援センター等の職員を招き、顧客向けに「公的支援制度活用セミナー」を開催しました。(参加者30名)

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況	
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月
2.取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化					
(1)経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	<p>1.「ビジネスサポートセンター(仮称)」に経営情報等を集め、HPなどを通じて情報を発信します。</p> <p>2.見本市商談ツアーを企画、実施します。</p> <p>3.経営情報等の提供について、TKCなど外部組織との連携方法についてを検討を行います。</p> <p>4.コンサルティング業務等有料化について検討して参ります。</p>	<p>1.経営情報およびビジネス・マッチング情報などの情報収集方法の検討を行います。</p> <p>2.見本市商談ツアーを企画、実施します。</p> <p>3.経営情報等の提供について、TKCなど外部組織との連携方法についてを検討を行います。</p> <p>4.コンサルティング業務等有料化における問題点の洗い出しを行います。</p>	<p>1.「ビジネスサポートセンター(仮称)」を開設し、HP上でのビジネス情報の配信を行います。</p> <p>2.見本市商談ツアーを企画、実施します。</p> <p>3.外部組織との連携による経営セミナー等を開催します。</p> <p>4.コンサルティング業務等有料化における洗い出した問題点の対応方法について検討を行います。</p>	<p>・15年9月、16年9月にギフトショーなどの見本市商談ツアーを実施しました。(主催:ビジネスクラブ、場所:東京ビックサイト)</p> <p>・コンサルティング業務有料化について、インターネットや専門家等より情報収集を行いました。</p> <p>・16年2月、16年10月に商談を目的とした「ビジネスマッチング交流会」を開催しました。</p> <p>・16年3月「しんきんビジネスマッチングサービス」への参加申請を行いました。</p> <p>・16年3月、17年3月にJAPAN SHOPなどの見本市商談ツアーを実施しました。(主催:ビジネスクラブ、場所:東京ビックサイト)</p> <p>・地元会計士、社会保険労務士、株式会社ベンチャーリンクと連携し、顧客向け経営セミナーを行いました。</p> <p>*MBA経営セミナー 16年4～8月</p> <p>*労務講座 16年5月～9月</p> <p>*新規事業研究会 16年7月～12月</p> <p>*内部管理者セミナー 17年1月</p> <p>*中国ビジネスセミナー 17年2月</p> <p>*公的支援制度セミナー 17年3月</p> <p>・16年9月、「ビジネスサポートセンター」の企業サポート活動などの紹介を目的として、「しずおか新産業技術フェア2004」に出展しました。</p>	<p>・16年10月に商談を目的とした「ビジネスマッチング交流会」を開催しました。</p> <p>・17年3月にJAPAN SHOPなどの見本市商談ツアーを実施しました。(主催:ビジネスクラブ、場所:東京ビックサイト)</p> <p>・地元会計士、社会保険労務士、株式会社ベンチャーリンクと連携し、顧客向け経営セミナーを行いました。</p> <p>*新規事業研究会 16年10月～12月</p> <p>*内部管理者セミナー 17年1月</p> <p>*中国ビジネスセミナー 17年2月</p> <p>*公的支援制度セミナー 17年3月</p>
(2)コンサルティング業務、M&A業務等の取引先企業への支援業務の取組み	<p>－ 2 - (1)に記載</p>				

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況	
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月
(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	1. 本部と営業店との連携を強化し、企業再生のための支援策を実施します。 2. 経営悪化兆候等を早いタイミングで把握し迅速な資金供給や早期の経営指導、経営支援等の適切な対応を図ります。 3. 企業再生セミナーの参加等、職員のスキルアップを図ります。	1. 再生支援対象のお取引先を追加選定します。 2. 経営改善・企業再生のための支援策を策定し適切な対応を図ります。 3. 企業再生手法の研究と活用方法を検討し、研修会等へ参加します。	1. 企業支援担当者へ有資格者を継続配置します。 2. 前年度取組み実績の検証と支援策の再検討を行います。 3. 再生支援対象のお取引先を見直し選定します。 4. 職員向け再生セミナー等の研修、勉強会を実施します。 5. 15年度の取組み実績を公表します。	-15年度期初に企業支援対象先への取組先を策定し、中小企業支援センター等を活用し、経営改善・支援活動を継続実施しました。 -企業再生支援セミナーへの参加等本部企業支援担当者のスキルアップを図りました。 -15年10月新たに営業店による企業支援活動として、再生支援対象先を追加選定、支援活動の強化を図りました。 -16年度期初、企業支援対象先を見直し選定、個別に取組策を策定、経営改善・支援活動を継続実施しました。 -15年度企業支援取組実績をディスクロージャー誌等で公表しました。 -専門家を招き早期再生スキームに関する勉強会、経営改善支援研修会の開催等職員のスキルアップを図りました。 -外部専門家を積極的に活用し、お取引先企業の具体的な経営改善のための支援を実施しました。	継続的取り組みとして、職員向け経営改善支援研修会を開催しました。 -外部専門家を積極的に活用し、お取引先企業の具体的な経営改善のための支援を実施しました。
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み					
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。早期事業再生ガイドラインの趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	知識の習得、情報収集に努め、取引先企業に対する活用可能性を検討します。	セミナー等に参加し知識の習得、情報収集をします。	事例を研究し、専門家と連携した上で活用可能性を検討します。	・メディア及び関係団体からの情報収集をしました。 - 専門家を招き、関連本部職員向けにセミナーを開催しました。 - 研修会にて部店長を中心に、本スキームの概要を説明しました。	・メディア及び関係団体からの情報収集をしました。
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み	1. 企業再生ファンドの基本スキームを理解します。 2. 地域再生ファンドが組成される場合には、詳細が具体化した段階で出資等を含めた検討をします。	政府系金融機関や地公体等からの情報収集及び問題点、活用メリットについて研究します。	お取引先に対する活用可能性の検討をします。	- 研修会に参加する等、情報収集に努めました。 - 本部職員が勉強会等に参加し、具体的な活用について検討しました。 - 研修会にて部店長を中心に、地域再生ファンドの概要を説明しました。 - 地域再生ファンドへ出資をしました。 - 地域再生ファンドの担当者との継続的な情報交換をしました。	- 地域再生ファンドの担当者との継続的な情報交換をしました。
(3) デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用	1. DES活用事例の研究や業界団体からの情報収集により、活用の可能性を検討します。 2. DIPファイナンス 政府系金融機関または信金中金との連携を前提とし活用の可能性を検討します。	業界団体や政府系金融機関との情報交換、活用事例の研究を通じて知識の習得をします。	業界団体や政府系金融機関との連携により、実行可能性があれば、取引先企業への活用を検討します。	・メディア及び関係団体から情報収集に努めました。 - 専門家を招き、関連本部職員向けにセミナーを開催しました。 - 研修会にて部店長を中心に、本スキームの概要を説明しました。 - 本部職員が勉強会等に参加し、具体的な活用について検討しました。 - DIPファイナンス見込み先を選定し、活用に向け業績等を注視しました。	- DIPファイナンス見込み先を選定し、活用に向け業績等を注視しました。

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況	
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月
(4) 中小企業再生型信託スキーム」等、RCC信託機能の活用	RCCの持つ各種スキームを研究するとともに、活用の可能性を検討します。	セミナー等に参加し活用方法について知識の習得をします。	当金庫における対象先の有無を調査し、活用の可能性を検討します。	研修会に参加する等、情報収集に努めました。 ・専門家を招き、関連本部職員向けにセミナーを開催しました。 ・研修会にて部店長を中心に、本スキームの概要を説明しました。	・メディア及び関係団体からの情報収集をしました。
(5) 産業再生機構の活用	産業再生機構の取組み内容を確認するとともに活用を検討します。	産業再生機構の中小企業に対する取組みを確認します。	当金庫における対象先の有無を調査、活用可能性について検討します。	メディア及び関係団体からの情報収集に努めました。	・メディア及び関係団体からの情報収集をしました。
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	中小企業再生支援協議会の活動状況を確認し、活用について検討します。	中小企業再生支援協議会を実訪しその活動状況等についての情報収集を行います。	中小企業再生支援協議会との連携・活用を検討します。	・本協議会を定期的に訪問し、情報収集に努めました。 ・本協議会から講師を招き、本部役員向けセミナーを実施しました。 ・本協議会の再生計画に協力し、再生案件成立に至りました。 ・研修会にて部店長を中心に、本スキームの概要を説明しました。 ・新たに2次対応に進むこととなったお取引先の経営改善計画策定をメインバンクとして補佐し、関係者が認める計画を完成させました。 ・別途、当金庫がサブ金融機関となるお取引先2社の本協議会案件に協力しました ・メインバンクとして案件を持ち込み、中小企業再生支援協議会を補佐し、経営改善計画を完成させました。 ・通期では、メインバンクとして2社の経営改善計画を策定し事後管理を実施しております。また、サブ金融機関として3社の経営改善計画策定に協力いたしました。	・新たに2次対応に進むこととなったお取引先の経営改善計画策定をメインバンクとして補佐し、関係者が認める計画を完成させました。 ・別途、当金庫がサブ金融機関となるお取引先2社の本協議会案件に協力しました。

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況	
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月
4.新しい中小企業金融への取組みの強化 (1)ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方	1.キャッシュフローを重視し信用リスクに見合う貸出金利を適用した新商品を検討します。 2.取引先の業況を定期的に確認する仕組みを導入します。	格付システム対象先で一定基準に該当する取引先の業況確認を定期的に行い、業況変化を検証する仕組みを導入します。	キャッシュフローを重視し信用リスクに見合う貸出金利を適用した新商品を検討します。	・15年12月に企業の返済能力を重視し信用リスクに見合った貸出金利を適用した新商品「企業サポートローン・エール」を、併せて創造法または革新法の認定を受けた先を対象とした「企業サポートローン・革新」を同時に発売しました。 16年4月には新規創業者を対象とした新商品「企業サポートローン・創業」を、16年8月にはTKCと提携した「企業サポートローン・TKC」を発売しました。 ・取引先の業況を、チェックリスト等にて随時確認する態勢としました。 ・17年2月には「企業サポートローン・エール」の金利体系を2体系と判り易くしました。 ・17年2月、静岡商工会議所を始め各商工会議所・法人会の連携融資制度に参加致しました。制度を利用する会員の方には、金利を優遇する対応を開始しております。	・17年2月には「企業サポートローン・エール」の金利体系を2体系と判り易くしました。 ・17年2月、静岡商工会議所を始め各商工会議所・法人会の連携融資制度に参加致しました。制度を利用する会員の方には、金利を優遇する対応を開始しております。
(3)証券化等の取組み	売掛債権担保融資保証制度及び中小企業特定社債保証制度について本部から営業店へ随時サポートを行いながら取組みしていきます。	1.売掛債権担保融資保証制度及び中小企業特定社債保証制度の取組みを継続していきます。 2.勉強会を開催し職員の知識の習得を図ります。	15年度取組み方針を継続していきます。	売掛債権担保融資保証制度は、17年3月までに114件の実績をあげました。 ・勉強会を22回開催し、職員の知識習得へのサポートを行っております。	売掛債権担保融資保証制度は、16年10月から17年3月までに51件の実績をあげました。
(4)財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	TKCとの提携による無担保融資制度について地域のニーズ等を踏まえながら導入を検討していきます。	TKCとの提携による無担保融資制度導入の検討を行います。	15年度の検討を踏まえ今後の対応を図っていきます。	16年8月、TKCとの提携による無担保融資制度として新商品「企業サポートローン・TKC」を発売しました。TKC会員税理士と協働し、円滑な融資案件取組に努めました。	TKC会員税理士と協働し、円滑な融資案件取組に努めました。
(5)信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	1.データベースの充実・活用による貸出金利体系を構築します。 2.外部データの活用を検討します。	1.データベースの充実・活用による貸出金利体系を構築します。 2.外部データの活用を検討します。	貸出金利体系及び付利状況、貸出状況をモニタリングしブラising、ポートフォリオの適正化について検証します。	・データベースを活用した貸出金利体系を構築し、「金利ガイドライン表」を改定しました。 ・外部データの活用として信金業界のデータベースであるSDBに参加申込致しました。 ・SDBについては17年度のデータ提供後、内容を検証致します。	・SDBについては17年度のデータ提供後、内容を検証致します。

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況	
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月
5.顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化	融資に関するお客様への説明態勢については、今回改定された「事務ガイドライン」の趣旨を踏まえ、庫内規則の整備や研修の実施により、その態勢整備を更に強化していきます。	1.信用金庫取引約定書等の改定を行い、約定書の切替えに向けた準備をしていきます。 2.与信取引説明態勢整備委員会を発足させ、事務ガイドラインに沿った融資説明態勢の整備を図っていきます。	1.信用金庫取引約定書等の切替えを実施します。切り替え時には研修会を実施し、取扱いの徹底を図っていきます。 2.左記委員会の検討により、融資説明態勢について庫内規則等の整備をし、研修会を実施して取扱いの徹底を図っていきます。	双方署名による信用金庫取引約定書の制定と取扱開始の理事会決議をいたしました。また信用金庫取引約定書の「ご説明書」を作成いたしました。新信用金庫取引約定書の制定と民法の改正に関連して、個別契約書見直しと新契約書の作成を実施しました。与信取引説明態勢整備のための庫内規定・庫内マニュアル・各種書式等の制定と運用の開始およびクレジットポリシーの改定をいたしました。お客様に対する与信取引に関する説明を充実させるため、各営業部店内での研修、外部講師によるセミナー、職員向け土曜スクーリング等を実施いたしました。苦情対応委員会への参加による情報共有を実施しております。	双方署名による信用金庫取引約定書の制定と取扱開始の理事会決議をいたしました。また信用金庫取引約定書の「ご説明書」を作成いたしました。新信用金庫取引約定書の制定と民法の改正に関連して、個別契約書見直しと新契約書の作成を実施しました。与信取引説明態勢整備のための庫内規定・庫内マニュアル・各種書式等の制定と運用の開始およびクレジットポリシーの改定をいたしました。お客様に対する与信取引に関する説明を充実させるため、各営業部店内での研修、外部講師によるセミナー、職員向け土曜スクーリング等を実施いたしました。苦情対応委員会への参加による情報共有を実施しております。
(2)「地域金融円滑化会議」の設置・開催	- 5 - (3)に記載				
(3)相談・苦情処理体制の強化	1.体制強化の実効性を高めるため新たに委員会を設立し、現苦情処理体制を見直します。 2.「地域金融円滑化会議」の内容を有効にフィードバックする体制を整備します。	1.苦情相談対応委員会（仮称）を設立します。 2.現体制の問題点の洗い出し、新体制の構築の検討および庫内規則等の整備を行ないます。 3.「地域金融円滑化会議」の業務活用ルールを明確化し、情報のフィードバック方法を確立します。	1.新体制において相談・苦情処理対応を行ないます。 2.苦情等の実例を基にして、業務サービス内容等へ反映させます。 3.新体制の効果検証を行ないます。	・苦情相談対応委員会」の設立準備（構成員、委員会の任務、委員会設置期間等） -15年11月4日「苦情等対応委員会」を設置。新体制構築に向け検討を開始しました。 -16年8月2日「苦情等対応委員会規定」を制定。規定に基づく常設委員会として苦情等対応委員会を設置し、活動を開始しました。 -16年11月1日「苦情等対応規定」を制定し、苦情処理体制の整備を行いました。 -17年3月、個人情報保護法へ対応するため「苦情等対応規定」を改定しました。	-16年11月1日「苦情等対応規定」を制定し、苦情処理体制の整備を行いました。 -17年3月、個人情報保護法へ対応するため「苦情等対応規定」を改定しました。
6.進捗状況の公表	上記各施策の進捗状況をホームページ等で半期毎に公表します。	15年上期状況を12月中旬までに公表	15年下期状況を6月中旬までに公表 16年上期状況を12月中旬までに公表	-11月28日東海財務局へ上期進捗状況を提出しました。 12月4日当金庫HPへ上期進捗状況の要約版を掲載しました。 5月28日東海財務局へ年度進捗状況を提出しました。 6月4日当金庫HPへ要約版を掲載しました。 -10月28日東海財務局へ年度進捗状況を提出しました。 11月5日当金庫HPへ要約版を掲載しました。	10月28日東海財務局へ年度進捗状況を提出しました。 11月5日当金庫HPへ年度進捗状況の要約版を掲載しました。

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況	
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み					
1.資産査定、信用リスク管理の強化					
(1) 適切な自己査定及び償却・引当の実施	法令等の改定に対応するよう規定、マニュアルを見直し、適切性の向上をはかっていきます。	マニュアルの改定および変更点に関する営業店向け説明会の実施。	(同左)	マニュアルを改定し、変更点等について営業店向け説明会で説明した上で、自己査定作業を実施しました。	マニュアルを改定し、変更点等について営業店向け説明会で説明した上で、16年度の自己査定作業を実施しました。
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	今後も担保不動産処分実績を蓄積し、評価精度の検証と評価方法の見直しをはかっていきます。	任意売却、収益還元法該当事例の蓄積を図り、適宜評価方法の見直しを行います。	(同左)	売却実績の蓄積を行い、評価精度を検証しました。	売却実績の蓄積を行い、評価精度を検証しました。
(1) 金融再生法開示債権の保全状況の開示	今後も引き続き対応します。	継続対応します。	(同左)	ディスクロ誌にて開示しました。	16年度半期ディスクロ誌にて開示しました。
2.収益管理態勢の整備と収益力の向上					
(2)信用リスクデータの蓄積、債務者区分と総合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	貸出金利体系に基づき新「金利ガイドライン表」を策定し、格付ランクに応じた付利を行っていきます。	貸出金利体系に基づき新「金利ガイドライン表」を策定し、格付ランクに応じた付利を行っていきます。	15年度実績データに基づき新「金利ガイドライン表」の運用状況を検証します。	貸出金利体系に基づいて「金利ガイドライン表」を改定しました。また「金利ガイドライン表」の運用状況について検証を継続しております。	貸出金利体系に基づいて改定しました「金利ガイドライン表」の運用状況について検証を継続しております。
3.ガバナンスの強化					
(2) 半期開示の実施	1.情報開示の内容、方法の検討。 2.周知するための開示方法の検討。 上記に基づき半期開示を継続して実施します。	開示内容等の検討を行い、11月中旬に半期ディスクロを作成し公表します。	(同左)	・15年11月および16年11月に半期ディスクロ誌を作成、各総代への説明や営業訪問先への配布を実施いたしました。同時に本誌をホームページにも掲載しました。 誌面の内容についても、損益の状況や取引先の経営支援活動の紹介、外部格付けの取得結果等を追加し、その充実を図りました。	・16年11月に半期ディスクロ誌を作成、各総代への説明や営業訪問先への配布を実施いたしました。同時に本誌をホームページにも掲載しました。
(2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	1.総代選考基準を定めます。 2.総代会の機能や役割をディスクロ誌に掲載するほか、総代氏名の掲載について検討します。 3.取引先交流会やアンケートで収集した会員・顧客の声を総代懇談会に提供し、総代会への会員・顧客意見の反映を図ります。	1.総代選考基準を定めます。 2.ディスクロ誌の掲載方法を検討、確定します。 3.取引先交流会やアンケートによる会員・顧客の意見を総代懇談会に提供します。	1.ディスクロ誌に総代会等に関する事項を掲載します。 2.取引先交流会やアンケート調査による会員・顧客の意見を総代懇談会に継続して提供します。	総代選考基準を作成し、75歳定年制を導入しました。 ディスクロ誌に「総代会の仕組み 総代の役割 総代の選考基準と選考手続き 総代の氏名」を掲載しました。 総代懇談会で会員・顧客の当金庫に対する意見・要望のほか、苦情についても公表しました。	・16年11月の総代懇談会では従来の会員・顧客からの意見・要望に加え、苦情についても公表しました。

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況	
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月
4.地域貢献に関する情報開示等					
(1)地域貢献に関する情報開示	当金庫の本業としての地域貢献活動について「地域貢献ディスクロージャー誌」を作成し公表します。	11月に「地域貢献ディスクロージャー誌」を作成し公表します。	7月に「地域貢献ディスクロージャー誌」を作成し公表します。	・10月地域貢献ディスクロージャー誌を作成、営業訪問先への配布を開始いたしました。また本誌をホームページで紹介しております。 そのほか11～12月にかけて総代懇談会を開催し、その席上で本誌の説明を実施しました。 ・7月発行のディスクロージャー誌に、地域貢献の考え方と合わせ本業での地域貢献に関する情報を掲載しました。 ・16年度半期ディスクロージャー誌に地域活性化への取組みとして「ビジネスマッチング会」の内容を掲載しました。	・16年度半期ディスクロージャー誌に地域活性化への取組みとして「ビジネスマッチング会」の内容を掲載しました。

3.その他関連する取組み(別紙様式2)

項目	具体的な取組み	進捗状況	
		15年4月～17年3月	16年10月～17年3月
- 1.創業・新事業支援機能等の強化 (2)企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	派遣研修 庫内研修 トレーニー 診断士、FP担当者養成 外部出向等によるスキル習得 自己啓発 に区分した施策を展開し営業現場で企業の将来性を評価できる人材を育成します。	派遣研修 中小企業大学校に2名、協会研修に13名派遣。 庫内研修 中小創造法、経営革新法、環境ビジネス等の専門家や庫内診断士や融資部担当者等を講師として研修を実施。 トレーニー ビジネスサポートセンター担当者と支店長 役務者が同行訪問を行う実践的研修の実施。 診断士・FP養成 中小企業大学校派遣により2名有資格者養成。 外部出向等 県中小企業支援センターに延べ2名出向。 自己啓発 リレバン対応通信講座の任意受講を奨励。	派遣研修 県協会研修に5名派遣。 庫内研修 融資スキルアップセミナー」を開催。104名が受講。 トレーニー サポートセンター担当者との同行訪問を全店で延べ59回実施 診断士、FP養成 サポートセンター担当者を研修に派遣。 16年度も引き続き県支援センターに出向継続。 自己啓発 リレバン対応通信講座の受講奨励
- 2.取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化 (4)中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	派遣研修 庫内研修 トレーニー 診断士、FP担当者養成 外部出向等によるスキル習得 自己啓発 に区分した施策を展開し営業現場で企業の将来性を評価できる人材を育成します。	派遣研修 中小企業大学校に2名派遣。各信金協会研修、民間研修に派遣。 庫内研修 外部専門講師、庫内外診断士、融資部担当者等を講師として経営改善実務、経営戦略等について研修を実施。 トレーニー 融資部企業支援担当者と支店長 役務者が同行訪問を行う実践的研修の実施。 診断士・FP養成 15、16年度大学校に各1名を派遣し有資格者2名養成。 外部出向等 15、16年度県中小企業支援センターに各1名出向。 自己啓発 リレバン対応通信講座の任意受講を奨励。	派遣研修 県協会研修に5名派遣。 庫内研修 融資スキルアップセミナー」を4回開催。104名が受講。 トレーニー 14店舗49先について実施。 診断士、FP養成 サポートセンター担当者を県協会、民間研修に派遣。 県支援センターに1名出向継続。 自己啓発 リレバン対応通信講座の受講奨励
- 4.新しい中小企業金融への取組みの強化 (1)ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方	平成15年3月より、新規取引先への販売ツールとして「企業サポートローン」を発売しました。本商品は定量面・定性面の企業内容を重視しております。原則無担保扱いであり保証人についても法人は「代表者+その他1名」、個人事業者は「その他1名」とし機動的な対応ができる商品として推進しております。	「企業サポートローン」は15年4月から17年3月までで、335件3,300百万円の実績をあげました。	「企業サポートローン」は16年10月から17年3月までで、68件608百万円の実績をあげました。
5.法令等遵守(コンプライアンス)	1.法令等遵守規定に定める告知をより円滑・迅速に行わせ、不祥事件や事故等を未然に防止する手段の一つとしてヘルプラインを設置し内部告知体制の強化を図ります。 2.職場内研修等の徹底による倫理観の醸成を図るとともに、告知制度の周知徹底を図ります。 3.個別事例(不祥事・苦情等)の検証に基づいた問題点を把握し、事務取扱規程の周知徹底を図るとともに、事務取扱規程の見直しを行い、本部臨店検査および店内検査を厳格化し不祥事件に対する未然防止体制を強化します。 4.苦情事例の部店への還元による周知を行うとともに、事例の分析・検証を行い防止策や防止体制の構築・強化を図ります。	1.ヘルプラインを設置の上、15年6月30日より運用を開始し、コンプライアンス管理者会議や監査部法務担当による臨店等において制度の周知に努めました。その後、運用方法を改定し、非通知・匿名による告知も受け付けるようにしました。(16年10月1日より) 2.コンプライアンス・マニュアルを主体とした職場内研修を全店舗において実施し、倫理観の醸成を図りました。さらに、16年11月より職場内研修の実施内容および実施方法を全店舗統一化しました。また、役員・部店長対象に外部講師によるコンプライアンス・セミナーを実施しました。 3.事務取扱の周知徹底、規程等の見直し、内部監査ならびに店内検査の厳格化により不祥事件に対する未然防止体制を強化しました。16年9月より監査部と事務部の連絡会議を実施し、営業店指導強化を図ることとしました。 4.通達の発信ならびに庫内ネットワークの活用による苦情事例の周知を行いました。また、苦情等対応委員会により再発防止策等の検討を実施しました。	1.16年10月1日「ヘルプライン取扱規定」改定、非通知・匿名による告知も受け付けるようにしました。 2.16年11月12日「コンプライアンス関連研修等実施要領」を制定、部店内研修を毎月1回の全体会議において実施することとしました。16年12月11日、役員・部店長対象に外部講師によるコンプライアンス・セミナーを実施しました。 3.16年9月より監査部と事務部との連絡会議を毎月1回実施しました。 4.苦情等対応規定」を制定するとともに、幅広い情報を収集するために苦情等の報告書式に要望、意見といった表現を追加しました。また、苦情等対応委員会において、再発防止策等の検討を実施しました。

中小企業金融の再生に向けた取組み

2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表

具体的な取組み		職員の研修会への参加等スキルアップを図り、融資部企業支援担当及び営業部店が中心となり、支援対象先に対し公的機関、外部専門家等も活用するなどして経営改善支援を実施します。
スケジュール	15年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期初に経営改善支援対象のお取引先を追加選定します。 ・ しずおか産業創造機構等公的機関を積極的に活用します。 ・ 企業再生に向けての各種スキーム等企業再生手法の研究と活用方法を検討します。 ・ 職員を経営改善・企業再生のための各種研修会へ参加させます。 ・ 営業部店向け企業再生支援研修を実施します。 ・ 外部専門家との連携強化を検討します。
	16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資部企業支援担当へ有資格者の継続配置をします。 ・ 前年度取組み先実績の検証及びそれを踏まえ効果的支援策の再検討をします。 ・ 企業支援の受入体制および15年度取組み実績をディスクロージャー誌等で公表します。 ・ 企業再生支援セミナー等研修、勉強会を実施します。
備考(計画の詳細)		<p>< 支援対応 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資部企業支援担当は、営業部店と連携し、現状の企業支援対象先に加え、経営改善の可能性のあるお取引先を追加選定し企業再生のための支援策を策定します。またお取引先に対する経営改善計画書の作成要請及び作成支援、検証を実施します。 ・ 定期的な業況ヒアリングにより、お取引先の信用リスクや経営悪化兆候を早いタイミングで把握、ビジネスサポートセンターとの連携も強化し迅速な資金供給や早期の経営指導、経営支援等適切な対応を継続します。 ・ 政府系金融機関、しずおか産業創造機構、静岡県中小企業再生支援協議会等公的機関を積極的に活用します。 ・ 外部専門家との連携強化を検討します。 <p>< 人材の配置、育成等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業支援担当向け企業再生に向けての各種スキームの研究、研修会への積極的な参加等、再生手法の研究と活用方法を検討します。 ・ 営業部店長、担当役席向けにセミナー等研修、勉強会を実施するとともに企業再生支援スキルの向上を目的とした企業支援担当者の同行訪問を実施します。 ・ ビジネスクラブ等を介し、中小企業経営者や次世代経営者への経営セミナーを実施します。
(1) 経営改善支援に関する体制整備の状況(経営改善支援の担当部署を含む)	15年4月～17年3月	15年度の支援対象先として145先(融資部企業支援担当対象:59先、営業部店対象:86先)、16年度の対象先として145先(融資部企業支援担当対象:49先、営業部店対象:96先)のお取引先企業に向け、中小企業支援センター等を活用し支援活動を実施しました。

進 捗 状 況	(1)経営改善支援に関する体制 整備の状況(経営改善支援の 担当部署を含む) 15年4月～17年3月	<ul style="list-style-type: none"> 外部研修会への職員派遣、自金庫内で専門家を招いたセミナーや本部職員、部店長の企業支援事例を紹介する勉強会を開催するなどして職員のスキルアップをはかりました。 政府系金融機関との連携、地元会計事務所や中小企業診断協会と経営改善に係る契約を締結しました。
	16年4月～17年3月	<ul style="list-style-type: none"> 16年度の対象先として145先(融資部企業支援担当対象49先、営業店対象96先)のお取引先企業に向け、中小企業支援センター等を積極的に活用し経営改善支援活動を実施しました。 本部職員、部店長の企業支援事例を紹介する勉強会を開催するなどして職員のスキルアップをはかりました。
	(2)経営改善支援の取組み状況 (注) 15年4月～17年3月	<p>基本方針</p> <p>経営改善支援活動をとおして、継続的に業況等を把握し経営改善可能性をよりの確に見極め、本部と支店が連携して必要な支援を行います。また、それらの取組み実績を公表いたします。</p> <p>取組み内容</p> <p>累計で168先のお取引先企業を選出、お取引先の状況により方針等を区分し融資部企業支援担当及び営業店による経営支援活動を展開しました。</p> <p>支援先の改善内容</p> <p>経営改善支援活動を実施したお取引先のうち、累計で26先がランクアップしました。</p> <p>課題</p> <p>研修会等への参加や経営改善支援に関する実務を通して、職員のレベルは相当向上しましたが、今後、更なるスキルアップが必要であるものと認識しております。</p>
16年4月～17年3月	<p>基本方針</p> <p>上記方針を継続。</p> <p>取組み内容</p> <p>16年度は145先のお取引先を選定、お取引先の状況により方針等を区分し融資部企業支援担当及び営業店による経営支援活動を展開しました。</p> <p>支援先の改善内容</p> <p>16年度は12先がランクアップしました。</p> <p>課題 上記参照。</p>	

(しずおか信用金庫)

(注)下記の項目を含む

経営改善支援について、どのような取組み方針を策定しているか。

- ・同方針に従い、具体的にどのような活動を行ったか。
- ・こうした取組みにより支援先にどのような改善がみられたか。
- ・計画の達成状況、計画の達成状況に対する分析・評価及び今後の課題(借手の中小企業サイドの課題を含む)

経営改善支援の取組み実績

静岡信用金庫

【15年4月～17年3月】

(単位:先数)

		期初債務者数	うち 経営改善支援取組み先	のうち期末に債務者 区分が上昇した先数	のうち期末に債務者 区分が変化しなかった先
正常先		6,554	12		2
要 注 意 先	うちその他要注意先	680	104	13	72
	うち要管理先	70	12	2	9
破綻懸念先		336	40	11	21
実質破綻先		102	0	0	0
破綻先		40	0	0	0
合 計		7,782	168	26	104

注) 期初債務者数及び債務者区分は15年4月当初時点で整理

債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。

・ には、当期末(17年3月末)の債務者区分が期初(15年4月当初)より上昇した先数を記載。

なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は に含めるもの の に含めない。

・ 期初(15年4月当初)の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末(17年3月末)に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合は に含める。

・ 期初(15年4月当初)に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については

(仮に選定時の債務者区分が期初(15年4月当初)の債務者区分と異なっていたとしても)期初(15年4月当初)の債務者区分に従って整理すること。

・ 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。

・ には、期末(17年3月末)の債務者区分が期初(15年4月当初)と変化しなかった先数を記載。

・ みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。

経営改善支援の取組み実績

静岡信用金庫

【16年度(16年4月～17年3月)】

(単位:先数)

	期初債務者数	うち 経営改善支援取組み先			
		のうち期末に債務者 区分が上昇した先数	のうち期末に債務者 区分が変化しなかった先		
正常先	6,645	3		2	
要 注 意 先	うちその他要注意先	658	98	6	77
	うち要管理先	123	13	1	12
破綻懸念先	113	32	5	21	
実質破綻先	42	0	0	0	
破綻先	37	0	0	0	
合 計	7,618	146	12	112	

注) 期初債務者数及び債務者区分は16年4月当初時点で整理

債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。

・ には、当期末の債務者区分が期初より上昇した先数を記載。

なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は には含めるもの には含めない。

・ 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」に

上昇した場合は には含める。

・ 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については

(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。

・ 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。

・ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。

・ みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。